

電子帳簿保存法 電子取引への対応

EDDデータ保存方法のご案内

2022年に改正された電子帳簿保存法（以下、電帳法電子取引）。対応が間に合わない事業者のために設けられていた「宥恕措置」が終了し、2024年1月からは電子取引のデータ保存が必須となります。ここではEDDデータの保存・管理方法についてご案内します。

オンラインでの取引情報は データでの保存が必須

電帳法電子取引でとくに重要なのが、電子的に授受した取引情報をデータで保存することが義務化された点です。「電子的に授受した取引情報」とは、たとえば電子メールに添付されたPDFの請求書、ECサイトの領収書、インターネットバンキングやネット上のサイトを通じて授受された取引情報などが該当し、EDDデータも含まれます。2023年末までは宥恕措置として、これらを紙に出力して保存することが認められていますが、2024年1月からはデータの状態で保存することが必須となります。EDDにおいてはすべてのデータ種が保存対象です（図表1）。

電子取引データは、税務調査の際にすみやかに提出できるよう、見読性（整然とした形式および明瞭な状態で表示できる）や検索機能（取引年月日、取引先、取引金額の項目で検索できる）を確保するなどの保存要件が規定されています。

EDDデータ保存の際は フォーマットに注意

EDDデータを保存する場合には、見読性に留意する必要があります。プラネットの基幹EDDを利用する上では図表2のように、AとBの2種類のデータが作成されていると思います。国税庁は「保存すべきデータは、暗号化されたデータではなく、トランスレータと呼ばれる汎用ソフトウェアにより、各企業のシステムに適合する

固有のフォーマットのデータに変換したもの」としており*、Aが保存に適していることとなります。

ただし、可変長データを使用している場合は、Bのデータもエクセルなどの表計算ソフトで表示でき、すなわち「整然とした形式および明瞭な状態で表示できる」ため、保存対象になります。一方、固定長データの場合は見読性が低いため、Aのデータを保存することを推奨します。

Web発注・MITEOSは 月1回のデータ保存を推奨

卸売業向けのWeb発注サービスには発注履歴ダウンロード機能と発注書控えPDF出力機能、メーカー向けのMITEOSには発注データダウン

<p>私が ご紹介します</p>	
<p>橋 正剛 ネットワーク推進本部 企画開発部</p>	

お問い合わせ先
株式会社プラネット ネットワーク推進本部 営業部
Mail: eigyo@planet-van.co.jp
お気軽にご相談ください

EDDデータの検索機能は エクセルで確保できる

電子取引データの保存要件は、文書管理システムを導入すれば容易に満たせますが、フォルダなどにデータを保存する場合でも「エクセル等の機能により、入力された項目間で範囲指定、二以上の任意の記録項目を組み合わ

*税務調査等の際に、確認が必要なデータを暗号化前の状態で速やかに確認することができる場合は、暗号化後のデータを保存してもよい。

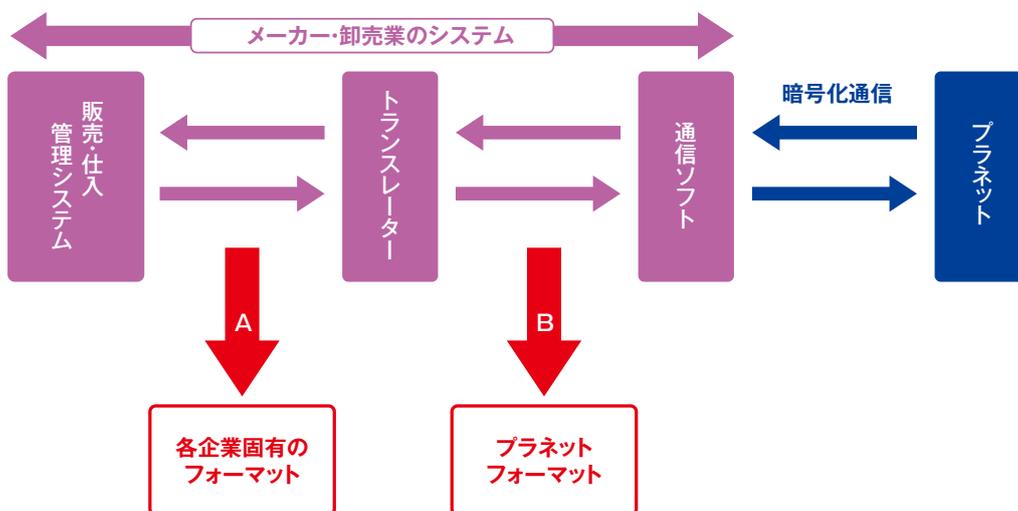
図表1 主な対象データと保存期間

すべてのEDI取引データが保存対象です。その中でも、国税関係書類に該当するデータは、法律で定められた保存期間を遵守しましょう。

ユーザー区分	書類	データ種など	保存期間	法律
卸売業	注文書控	送信した発注データ	7年間	所得税法 法人税法
	納品案内書	受信した出荷予定データ		
	納品書	受信した仕入データ		
	請求書	受信した請求鑑、請求照合データ		
	販売実績	送信した販売データ		
	マスタ	取引先マスタ、単価マスタ等		
メーカー	注文書	受信した発注データ		
	納品案内書控	送信した出荷予定データ		
	納品書控	送信した仕入データ		
	請求書控	送信した請求鑑、請求照合データ		
	販売実績	受信した販売データ		
	マスタ	取引先マスタ、単価マスタ等		

出典：国税庁「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」の国税関係帳簿書類のスキャナ保存の区分を参考にして作成。
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/00023006-044_03-3.pdf

図表2 基幹EDIにおけるデータフォーマット



せて条件設定をすることが可能な状態であれば、検索機能の確保の要件を満たすものと考えられます。」と国税庁から示されています（一問一答電子取引関連 問44）。プラネットのEDIデータ項目には、取引年月日、取引先、取引金額が含まれるため、保存したデータをデータ種ごとにエクセルなどに展開することで作成できます。

また、保存にあたって不正な訂正・削除を防止する措置をとることも要件になっています。タイムスタンプや、訂正・削除の記録が残る文書管理システムを利用する方法のほか、「訂正や削除の防止に関する事務処理規程」を自社で策定・運用する方法も認められています。事務処理規程のサンプルは国税庁のサイトで公開されています。データの保存期間は従来の紙の書類と同じく原則7年間です。2024年1月に向け、保存漏れなどが起きないように、自社の体制をいま一度ご確認ください。

バイヤーズネット・業界イントラネットのマニュアル・FAQに電子帳簿保存法の資料をご用意しております。
<https://www.planet-service.jp/SingelPortal>